

9 医療関係職種国家試験における受験機会の確保について

(山梨県)

令和3年度における医師、歯科医師、看護職員等の医療関係職種国家試験において、厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症に罹患し、入院中、宿泊療養中または自宅待機中となった者の受験を認めず、追試験も実施しなかった。

同国家試験が実施された本年1月下旬から3月中旬は爆発的な感染拡大「第6波」の真只中にあり、市中感染も確認されていたことから、受験生が対策を最大限に講じていても感染を完全に防ぐことは不可能な状況にあった。

受験機会を失った受験生にとっては、その心情的な喪失感はもとより、内定を得ていた医療現場への就職の断念を余儀なくされるほか、奨学金の返済、翌年の国家試験までの経済的な負担など、その影響は計り知れないものがある。

また、新型コロナウイルス感染症への対応等において、医療従事者の十分な確保による医療提供体制の維持・充実は喫緊の課題であり、各地方自治体は地域医療の充実に向けて、医師、歯科医師や看護職員等の養成・確保を最重要課題に位置づけ取り組んでいる。

こうした中、感染症という一時の事情により受験機会が閉ざされることで、医療従事者の計画的かつ継続的な確保の妨げとなり、結果的に、医療の提供を受ける一般市民に影響が及ぶことを懸念する。

については、未来の医療を担う新たな医療従事者を一人でも多く確保するため、令和4年度以降の医師、歯科医師、看護職員等の国家試験においては、新型コロナウイルス感染症に罹患した等の影響により本試験を受験できなかった者に対し追試験の実施を含めた救済措置を設ける等、特段の措置を講じられたい。